

令和2年12月1日

株式会社RSが行う福利厚生サービスを掲載する会員専用サイトを利用させる役務の取引に関する注意喚起

消費者庁が令和2年11月30日付けで、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）に基づく取引等停止命令及び指示を行った株式会社アイエムエスジャパン（以下「アイエムエス」といいます。）及び個人事業主佐藤彰芳（以下「佐藤」といいます。）が、消費者の利益を不当に害するおそれがある行為（不実告知及び書面交付義務違反）を行っていることが確認されたところ、今後、同様の手口による取引が株式会社RS（以下「アールエス」といいます。）によって繰り返し行われる可能性が高いと認められたことから、消費者安全法第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

1. 事業者の概要

名称	株式会社RS（法人番号 3120001219236）
所在地	大阪府大阪市中央区瓦屋町二丁目15番9-306号
代表者	みずの ひろあき 水野 博章

※ 商業登記されている内容です。

【参考】

名称	株式会社アイエムエスジャパン（法人番号 1010901000063）
所在地	東京都世田谷区代沢四丁目17番11号
代表者	なかむら いちろう 中邑 一郎

※ 商業登記されている内容です。なお、契約書面には、「大阪府大阪市中央区南船場4-12-10-10F」の住所が記載されています。

2. アイエムエス及び佐藤による消費者の利益を不当に害するおそれがある行為の概要

(1) アイエムエス及び佐藤が行っている連鎖販売取引の内容

アイエムエスは、佐藤と連携共同して、「BRIDGEファーストクラスA」と称する、福利厚生サービスを掲載するオンラインモールである「BRIDGE」のうち会員専用部分（以下「ブリッジサイト」といいます。）を利用させる役務（以下「本件役務」といいます。）を有償で提供する事業を行うとともに、「コミッション（報酬）」と称する紹介料等を收受し得ることをもって、本件役務の提供をあっせんする者（以下「会員」といいます。）を誘引し、その者と本件役務の対価の支払を伴う本件役務の提供に係る

取引（以下「本件連鎖販売取引」といいます。）を行っています。

そして、当該紹介料等は特定商取引法第33条第1項に規定する特定利益に該当し、本件役務の対価の支払は同項に規定する特定負担に該当することから、アイエムエスは、佐藤と連携共同して、一連の連鎖販売業（以下「本件連鎖販売業」といいます。）を行っています。

（2）アイエムエス及び佐藤の特定商取引法に違反する行為（注）

（注）詳細は、本日付け「特定商取引法違反の2事業者に対する取引等停止命令（6か月）又は業務停止命令（6か月）及び指示並びに当該事業者の役員等2名に対する業務禁止命令（6か月）について」に記載されております。

ア 本件連鎖販売取引に係るアイエムエスの勧誘者（以下「アイエムエスの勧誘者」といいます。）は、遅くとも令和元年10月以降、本件連鎖販売取引に係る契約の解除を妨げるため、本件連鎖販売業に係る本件役務の提供のあっせんを店舗等によらないで行う個人に対し、ブリッジサイトを利用した後も、特定商取引法第37条第2項の書面（契約書面）を受領した日から起算して20日以内であれば、クーリング・オフを行うことができるにもかかわらず、あたかもブリッジサイトを利用した後にはクーリング・オフができなくなるかのように告げています。

イ アイエムエス及び佐藤は、遅くとも平成30年7月以降、本件連鎖販売業に係る本件役務の提供のあっせんを店舗等によらないで行う個人と本件連鎖販売取引についての契約を締結した場合において、本件連鎖販売取引の契約の内容を明らかにする書面（契約書面）を相手方に対して交付していません。

前記アの行為は、本件連鎖販売取引についての契約の解除に関する事項につき不実のことを告げるもの（不実告知）であり、前記イの行為は、本件連鎖販売取引についての契約の内容を明らかにする書面を相手方に対して交付していないもの（書面交付義務違反）であって、特定商取引法の規定に違反するものです。

3. 消費者庁が確認した事実

（1）前記2. の消費者庁が認定したアイエムエス及び佐藤の特定商取引法に違反する行為は、消費者安全法に規定する消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実告知及び書面交付義務違反）にも該当します。

（2）消費者庁による調査の結果、アールエスは、平成31年2月に設立された法人であるところ、遅くとも令和2年1月以降、以下のことが確認されており、アイエムエスにおいて行われた消費者の利益を不当に害するおそれのある行為と同様の手口の勧誘が、アールエスにおいて繰り返し行われる可能性が高いと認められます。

ア アールエスは、「プレミアムスタートプラン」や「イージークラス会員」と称する、本件役務とほぼ同様の、「福利厚生サービスを掲載するオンラインモール（ショッピングサイト「market door」、求人サイト「work door」、サービスサイト「value door」）

のうち会員専用部分を利用させる役務」を有償で提供するとともに、本件連鎖販売取引に係る規約と同様の規約を用いるなどして、本件連鎖販売取引と同様の連鎖販売取引を行う事業を行っています。

イ 佐藤は、アイエムエスの「代理店統括代表」を名のり、アイエムエスの勧誘者に対して勧誘方法の指導を継続的に行っているところ、当該指導において、ブリッジサイトを利用した後はクーリング・オフができなくなると消費者に説明すること及び契約書面を消費者本人に交付しないことをアイエムエスの勧誘者に指導しています。

そして、佐藤は、令和2年1月頃から、自身が指導していたアイエムエスの勧誘者に、アールエスの連鎖販売取引の勧誘活動をさせた上で、当該勧誘者に対しても、アイエムエスにおける指導と同様に、オンラインモールのうち会員専用部分を利用した後はクーリング・オフができなくなると消費者に説明すること及び契約書面を消費者本人に交付しないことを指導しています。

4. 消費者庁から皆様へのアドバイス

- アールエスが行う取引は連鎖販売取引に該当します。友人などに飲食店等に誘われ、不意に勧誘を受けることになってしまった場合は、安易に契約の申込みや契約の締結を行わないよう、毅然と断る、又は、契約を締結することについて十分に検討する機会を確保してください。
- 契約を締結しようとするときは、クーリング・オフについて、概要書面などによりしっかり確認してください。なお、勧誘者から、クーリング・オフ期間であってもクーリング・オフができなくなる場合があるかのような説明があったときは、各地の消費生活センター等に相談してください。
- 連鎖販売取引において、連鎖販売業者は、契約を締結するまでに概要書面を、契約を締結したときには遅滞なく契約書面を、それぞれ消費者に交付することが義務付けられています。これらの書面が交付されない場合は、各地の消費生活センター等に相談してください。
- アールエスの勧誘者から、会員専用サイトにおいて、様々なサービスを提供している、安価な価格でサービスを利用できるなどと、消費者にとって魅力的な取引が持ちかけられますが、契約を締結するに当たっては、入会費用と共に毎月の月額利用料金がクレジット決済により継続的に引落しされるなどの支払債務が生じることを考慮して、そのリスクを慎重に検討してください。
- 取引に関して不審な点があった場合は、お金を支払う前に、各地の消費生活センター等に相談しましょう。
消費生活センター等では、消費者から相談を受け、トラブル解決のための助言や必要に応じてあっせんを無料で行っています。

相談窓口のご案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等をご案内します。）

電話番号 **188（いやや！）** ※局番なし

公表内容に関する問合せ先

消費者庁取引対策課

電 話：03-3507-9213

FAX：03-3507-9291